

4 障害者支援施設(昼間実施サービス:就労移行支援)

(1) 人員に関する基準

<p>① 従業員の員数等</p>	<p><input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、前年度の利用者の数を6で除した数以上*利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 職業指導員の数は、1以上とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活支援の数は、1以上とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 就労支援員 常勤換算方法で、前年度の利用者の数を15で除した数以上</p> <p><input type="checkbox"/> 就労支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <hr/> <p>あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合</p> <p><input type="checkbox"/> 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、前年度の利用者の数を10で除した数以上</p> <p><input type="checkbox"/> 職業指導員の数は、1以上とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 生活支援員の数は、1以上とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 従業員は、専ら当該就労移行支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。</p>
<p>② サービス管理責任者</p>	<p><input type="checkbox"/> 1人以上は常勤の者であること。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者60人の範囲であり、共同生活介護・共同生活援助・宿泊型自立訓練のサービス管理責任者又は大規模事業所加配分のサービス管理責任者の兼務。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対するサービス提供に支障がなく、他の職種を兼務(ただし、兼務した職種の常勤換算に算入不可)</p>
<p>③ 施設長(管理者)</p>	<p><input type="checkbox"/> 障害者支援施設ごとに1人。</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認める者でなければならない</p> <p><input type="checkbox"/> 専らその職務に従事する者であること。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の職務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>

(2) 定員に関する基準

<p>① 定員</p>	<p><input type="checkbox"/> 昼間実施サービスの生活介護と同基準を満たすこと。</p>
-------------	--

(3) 設備に関する基準

<p>① 設備及び備品</p>	<p><input type="checkbox"/> 昼間実施サービスの生活介護と同基準を満たすこと。</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)に規定する設備を有すること。</p>
-----------------	---